

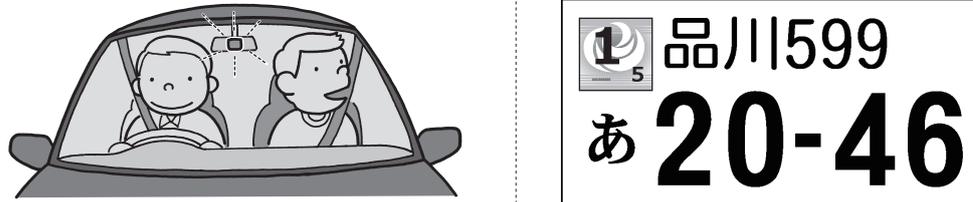
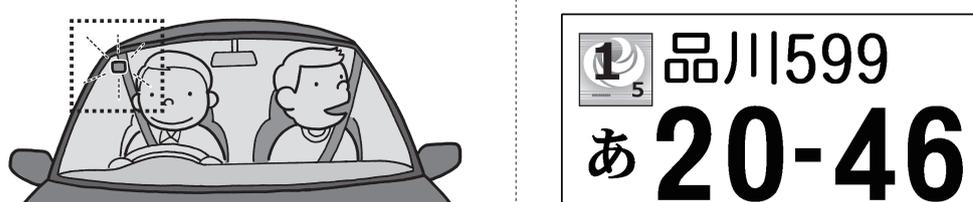
## 「図解3級法令 令和6年版」法改正による追加解説のご案内

「図解3級法令 令和6年版」をご購入頂きまして、誠にありがとうございます。

令和5年2月に「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の改正が公布され、令和5年7月より検査標章の表示位置をこれまでの「前方から見易い位置」から、「前方かつ運転者席から見易い位置」として、運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置に表示するよう規定されました。

それに伴いお手持ちの本書に下記のとおり追加解説のご案内を致します。

P17

追加 前	<b>▶ (3) 検査標章の表示方法</b>
	<b>検査標章の貼付位置</b>
	自動車の前面ガラスの内側に前方から見やすいように貼り付ける
	運転者室又は前面ガラスのない自動車（二輪自動車等）は、自動車の後面の自動車登録番号標又は車両番号標の左上部に貼り付ける
	
追加 後	<b>▶ (3) 検査標章の表示方法</b>
	<b>検査標章の貼付位置</b>
	自動車の前面ガラスの内側に前方から見やすいように貼り付ける <b>[★1]</b>
	運転者室又は前面ガラスのない自動車（二輪自動車等）は、自動車の後面の自動車登録番号標又は車両番号標の左上部に貼り付ける
	
	<b>[★1]</b> 表示箇所は、運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置とする。

※破線で囲んでいる箇所が補足箇所です。